主 文

本件再審請求事件の手続は,平成16年6月4日申立人 の死亡により終了した。

理 由

記録によれば、申立人は、平成16年6月4日死亡したことが明らかである。そうすると、本件再審請求事件の手続は、申立人の死亡により終了したものというべきであるから、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 北川弘治 裁判官 福田 博 裁判官 梶谷 玄 裁判官 滝井 繁男 裁判官 津野 修)